

盛岡市高木牧場の利用料金制について

平成 30 年 2 月 13 日

玉山総合事務所

1 趣旨

盛岡市が設置している玉山地域の「高木牧場」について、管理の実態と条例の記述が整合していないことから、盛岡市牧野条例の一部を改めようとするもの。

2 これまでの経緯

旧玉山村は、昭和 61 年の「高木牧場」開牧以来、巻堀牧野農業協同組合（以下「巻堀農協」という。）へ委託料無しで管理業務を委託してきており、巻堀農協は、放牧牛の牧野使用料と牧場から生産する牧草販売等の収入により牧野管理を行ってきた。

市との合併を前に、旧玉山村では牧場管理に指定管理者制度を導入することとし、玉山村議会において平成 17 年 11 月に玉山村牧野条例を改正して指定管理者制度の条項を盛り込み、同 12 月に巻堀農協を指定管理者とする議決を行っている。また、当時の盛岡市では、同 12 月の市議会において、牧野条例を一本化する条例改正を議決している。

旧玉山村と巻堀農協の双方は、指定管理者制度への移行後も、これまで通り牧野使用料と牧草販売等による管理を想定していたが、この間の条例改正において、使用料を指定管理者の収入として扱うための「利用料金制」に関する条項が盛り込まれなかったものである。

なお、玉山村牧野条例では、利用料金制を伺わせる事項として以下の記述があるが、利用料金制に必要な条項が明記されていない。

玉山村牧野条例（平成 17 年 11 月 22 日改正）（抜粋）

（牧野利用料）

第 7 条 放牧の許可を受けたものは、牧野利用料を別表に掲げる区分により計算した額に 100 分の 105 を乗じて得た金額（・・・）を村（指定管理者が管理する牧野）については、指定管理者。・・・）の発行する納入通知書により納入しなければならない。

また、指定管理者と締結した基本協定書では、利用料等を指定管理者の収入として扱うこととしている。

基本協定書 別記 1 仕様書（抜粋）

16 管理運営に係る経費

管理運営に関する経費は、市からの指定管理者に対して管理に要する費用（指定管理料）として支払われるもの及び施設の利用料収入と、施設の管理により得た収入とで賄うこととなります。

この間、巻堀農協においては、牧野使用料や牧草販売等の収入により、高木牧場の管理を適切に実施している。

3 条例一部改正の内容

- (1) 盛岡市牧野条例に指定管理者の利用料金制に関する条項を盛り込み、利用料金は、条例で定める使用料と同額とする。
- (2) 附則において、上記条項の適用日を、指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日とし、この間の指定管理者が受領した使用料は、利用料金とみなす。

4 現状に至った原因

条例改正が適切に行われなかった理由として、次のことが考えられる。

- ・ 旧玉山村において、指定管理者制度を盛り込む玉山村牧野条例一部改正の際、利用料金制に関する必要な条項が明記されなかったこと。
- ・ 合併に伴う盛岡市牧野条例の一部改正の際、市農政課と旧村産業振興課各々が所管する牧野管理の違い（直営管理、指定管理者）があり、統一に向けた協議の経過はあるが、調整が整わないまま、その後の引継ぎがなされなかったこと。